

## 第 15 回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項

(令和 2 年 5 月 18 日開催)

5 月 6 日より、茨城県内の新型コロナウイルス感染者の発生は無し。

令和 2 年 4 月 7 日に国より出された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(4 月 16 日に対象地域が全都道府県に拡大、5 月 4 日に期間が 5 月 31 日まで延長)について、5 月 14 日、対象区域が変更になり、緊急事態措置を実施すべき区域が、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県となり、それ以外の茨城県を含む 39 県に対する緊急事態宣言は解除された。

翌 15 日、茨城県知事会見により、県の基本方針が示され、社会経済活動再開に向けた対策の段階的緩和を行うことが発表された。主な内容としては、5 月 18 日以降は県の対策 Stage を Stage 3 に緩和し、一般の方(高齢者等を除く)の外出自粛解除、平日昼間・週末昼間の外出自粛解除、学校の分散登校での再開等を可能とする。1 週間程度、引き続き陽性者数等が抑制できれば、5 月 25 日以降 Stage 2 へ対策を緩和していく予定。緩和にあたっての留意点として、●引き続き、業種ごとのガイドラインや政府が作成した「新たな生活様式」を参照し、感染拡大防止に向けた取組を継続すること。●県境をまたぐ移動、特に、緊急事態宣言の都道府県(東京都・千葉県・埼玉県等)との不要不急の往来(帰省・観光等)は自粛のこと。●県境の施設や観光地の事業者の皆様は、県外、特に緊急事態宣言の都道府県からの誘客を控えること。が示された。(別添資料参照)

上記の茨城県の方針を受け、市の対応は以下のとおり。

### 市の対応について

#### (1) 小中学校等について

小中学校については、5 月 18 日(月)より分散登校開始。5 月末までは分散登校とし、午前中 3 時間授業を受けた後、下校。

公立幼稚園に関しては、5 月 18 日(月)より休園解除し、午前中のみ。

#### (2) 保育園、学童クラブ等について

5 月 31 日まで、現在の自粛要請を継続する。

#### (3) 公共施設の休館及び利用中止について

●屋外施設については、5 月 25 日(月)より、利用の開始を可能とする。但し、県の方針を踏まえ、県外からの施設利用は断る他、マスクの着用、3 密を避ける、団体への貸し出しはしないなど、感染症予防を徹底すること。

●現在休館・利用中止している屋内公共施設等は、引き続き 5 月 31 日(日)まで休館とする。

●5 月 19 日(火)より、ふるさと博物館常設展示のみ再開、及び下妻市立図書館の図書貸出・返却のみ再開。

(4) 職員の勤務体制について

各所属所において実施している在宅勤務や職場分離等の体制は、5月19日(火)より元の体制に戻すこととする。

(5) 防災無線での広報について

新型コロナウイルス感染症の感染予防・・・16:00

除菌液配布のお知らせ・・・18:30 (6月3日まで)

※ 上記決定事項については、感染状況等や県の動向により、変更となる場合があります。